

国民公園皇居外苑の利用条件

環境省皇居外苑管理事務所

実証試験の実施にあたっては、協定書によるほか、次に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

1. 遵守すべき事項

- (1) 協定内容を遵守し、使用が認められた範囲のみの使用とすること。
- (2) 利用期間・利用時間は協定内容のとおりとすること。
- (3) 一切の必要な準備・実施・撤去・原状回復は実施者「乙」の責任及び負担で行うこと。
- (4) 苑内施設の保護のために必要な養生、施設賠償責任保険等の加入その他の必要な措置は、実施者「乙」の責任及び負担により行うこと。
- (5) 実施に伴う行政機関への届出、近隣関係者への説明など必要な措置は、実施者「乙」が行うこと。
- (6) 皇居外苑管理事務所からの指示に従うこと。なお、指示に従わない場合は、直ちに使用を取り消すとともに、指示に対する改善や対応が見られない場合は今後の利用を認めないことがある。

2. 主な注意事項

- (1) 参加者や苑内利用者に万が一事故やトラブルなどがあった場合は、実施者「乙」の責任及び負担において対応すること。なお、参加者や苑内利用者がケガをした場合は実施者「乙」の責任及び負担において、手当てし、必要に応じて救急車を手配すること。
- (2) 音響設備や照明設備を使用する場合は必要最小限とし、皇居側に音や光が拡散しないよう特段の注意を払うこと。
- (3) 芝生への車両（自転車含む）の進入・立入りは禁止とする。なお、機器設備などの準備・撤去のためにやむを得ず園路に進入・駐車する場合は事前に皇居外苑管理事務所に相談すること。
- (4) 実証試験の効果を検証するための利用者アンケート（皇居外苑での実施に対する意見、苑内利用者への影響の把握などを含む）結果や実施内容をまとめた「実施報告書」を、実施完了後3週間以内に皇居外苑管理事務所に2部提出すること。なお、芝生地を利用する場合、利用前後の写真（工作物の設置があれば、工作物設置後と工作物撤去後の写真も必要）を実施報告書に添付すること。
- (5) 芝生地や苑内施設に影響があった場合、実施者「乙」の責任及び負担において原状回復すること。なお、原状回復の方法については、事前に皇居外苑管理事務所に相談し、指示を仰ぐこと。
- (6) 樹木などに被害が生じるおそれがある場合には、皇居外苑管理事務所の指示のもと、必要な対策を行うこと。
- (7) 実証試験により発生したゴミ・廃棄物は適切に分別処理するとともに、苑内に残置しないこと。撤去時、使用範囲（周辺含む）の清掃を行うこと。
- (8) 参加者や関係者からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、実証試験の事前告知を行う際には必ず問い合わせ窓口の連絡先を記載すること。
- (9) 予め苑内での工事などの有無について皇居外苑管理事務所に確認のうえで、支障がないよう工事請負者などと事前調整を行い、必要な措置を講じること。
- (10) 実証試験の実施にあたっては、ほかの苑内利用者や一般公道の通行に影響がないよう、交通誘導員やガードマンなどを配置するなど、安全管理の徹底を図ること。